

大磯町選挙時における移動支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、選挙時における投票所への自力での移動が困難な選挙人に対し、期日前投票期間において、自宅又は居所と期日前投票所との間をタクシーで送迎すること（以下「移動支援」という。）により投票機会を確保するとともに、利便性及び投票率の向上を図ることを目的とし、その手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、移動支援事業者（以下「事業者」という。）とは、大磯町内に営業所があるタクシー等を所有する民間事業者をいう。

(対象者)

第3条 移動支援の対象者は、当該選挙における大磯町の選挙人名簿に登録されている選挙人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に町内に居住している者
- (2) 次に掲げるアからウまでの資格等に関する要件のいずれかに該当する者
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護1から要介護4までのいずれかの認定を受けている者
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、下肢機能障害、体幹機能障害及び視覚障害の程度が1級から2級までのいずれかに該当する者
 - ウ 自宅又は居所から投票所までの移動が困難で、交通手段又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない65歳以上の者
- (3) 次に掲げるア又はイの身体状況等に関する要件のいずれかに該当する者
 - ア 自ら送迎車両までの移動が可能である者
 - イ 自ら送迎車両までの移動及び車両への乗降等が困難な場合に、自宅又は居所及び期日前投票所において送迎車両までの移動を介助する付添人が同伴できる者

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としないものとする。

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の3第4項の規定による郵便等投票証明書の交付を受けている者

- (2) 公職選挙法施行令第50条第1項に規定する不在者投票施設に入院又は入所している者

(実施期間)

第4条 移動支援の実施期間は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項に規定する期日前投票の期間のうち、大磯町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定める時間内とする。

(利用申請及び登録)

第5条 移動支援の利用を希望する者は、移動支援登録申請書（第1号様式）に資格等に関する要件（第3条第1項第2号ウを除く。）の写しを添えて、各選挙の執行日5日前までに、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たしていると認めるときは、申請者を移動支援対象者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

(利用券の発行)

第6条 委員会は、前条第2項の名簿に登録された者に対し、タクシー利用券（第2号様式。以下「利用券」という。）を発行するものとする。

2 委員会は、前項の利用券を選挙が執行される都度発行し、交付するものとする。

(利用の方法)

第7条 移動支援を利用する者（以下「利用者」という。）は、移動支援を利用する場合において、事業者に直接連絡し、送迎を手配するものとする。

2 利用者は、乗車運賃を支払う代わりとして、利用券を運転者に渡すものとする。

(支援の内容)

第8条 事業者は、利用者の自宅又は居所と期日前投票所との間の送迎を行うものとする。

2 移動支援の対象とする期日前投票所は、大磯町役場本庁舎及び国府支所とする。

(権利の消滅)

第9条 利用者は、第3条に規定する要件を有しなくなったときは、その権利を失うものとする。この場合において、未使用の利用券がある場合は、これを速やかに返還しなければならない。

(届出の義務)

第10条 利用者は、第5条第1項に規定する登録申請の内容に変更が生じたときは、委員会に届け出なければならない。

(利用料の支払)

第11条 事業者は、期日前投票期間後に町長に請求書に利用券を添えて、請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき、利用料を事業者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第12条 町長は、利用者及び事業者が、偽りその他不正な手段により助成を受けたと認めたときは、助成に係る費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

移動支援登録申請書

年 月 日

大磯町選挙時における移動支援実施要綱第5条の規定により申請します。

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生	
氏名					
住所	神奈川県中郡大磯町				
迎車場所 (居宅等)	※住所と異なる場合に記入してください。(町外は移動支援の対象外です。)				
電話番号	※必ず連絡がとれる番号を記載してください。 自宅・携帯				
申請事由 該当する 事由に☑	<input type="checkbox"/> 要介護度 ※	(該当する介護度に○) 要介護4・要介護3・要介護2・要介護1			
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ※	障害の種類 _____級			
	<input type="checkbox"/> 65歳以上の方	(移動が困難な状況等を記入してください。)			
個人情報に 関する同意	同意欄	移動支援を受けるためには下記項目に同意していただく必要があります。(同意の場合は同意欄に☑してください。)			
	<input type="checkbox"/>	申請者の個人情報の確認を行うことに同意します。			
	<input type="checkbox"/>	本申請に記載する個人情報を移動支援事業者に提供することに同意します。			
投票所での 車いすの使用	不要・持参する・借用する				
本人以外の 連絡先等 (付添人等)	氏名			本人との関係	
	連絡先	※必ず連絡がとれる番号を記載してください。 自宅・携帯			
	送迎時の付添	有・無			

※申請事由に該当する介護保険被保険者証又は、身体障害者手帳の写しを添付してください。

第2号様式（第6条関係）

(表面)

No. _____

年　月　日執行

選挙 タクシー利用券

大磯町選挙管理委員会

有効期間	年　月　日()～	年　月　日()
利用者住所	大磯町	
利用者氏名		

【期日前投票期間】

役場本庁舎： 年　月　日～ 年　月　日(　日間)：～：

投票受付欄

国府支所： 年　月　日～ 年　月　日(　日間)：～：

【事業者等記入欄】

利用区間	利用者住所等～(役場本庁舎・国府支所)		
利用年月日	年　月　日	利用金額	円
車両番号		乗務員	

裏面もご覧ください。

(裏面)

利用可能な事業者

事業者名	所在地	電話番号

《注意事項》

- この利用券は、選挙人が自宅等から期日前投票所までの往復移動にタクシーを利用する場合、運賃無料で乗車できることを証明するものです。
- 自宅等と期日前投票所の往復のみです。買い物や通院などのための途中下車はできません。
- タクシーを利用する際は、この利用券を運転手に提出してください。
- この利用券は、本選挙の期日前投票期間以外には利用できません。
- タクシーを利用する場合は、事業者に直接連絡して送迎日の予約をしてください。
- タクシーの予約状況によっては、ご希望の時間に配車できない場合があります。
- 自力での乗降等が困難な場合は介助者が同伴してください。（介助者もタクシーに同乗できます）